

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所

発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて今回は、「第18回土地区画整理審議会の開催報告について」他3件についてお知らせ致します。

第18回土地区画整理審議会の開催報告について

令和7年7月28日（月）に、第18回土地区画整理審議会を開催致しました。「評価員選任に関する件」について審議いただき、原案どおり可決されました。

その他として、二度移転街区 A/B の宅地利用開始時期の目途が立ったことから、関係権利者様へ建物再建や土地活用をしていただくための手続き等について、戸別訪問によるご説明を実施する旨の報告及び、当面の工事予定他について当機構よりご説明いたしました。



（第18回土地区画整理審議会）

二度移転街区A及びB地権者の皆様への戸別訪問の実施について

二度移転街区A及びBの宅地利用開始時期（令和8年3月最終週）の目途が立ちましたので、対象となる地権者の皆様へ下記についてご説明及びご確認させていただくための戸別訪問を実施しております。

【ご説明の主な内容】

1. 使用開始後速やかに建物再建や土地活用していただくために必要となる各種法手続きの内容やその手続き期間について
2. 仮住居の補償期間について
3. 使用開始までに再建建物及び土地活用の計画や土質調査、建物設計等の準備作業をできる限り進めていただくため、早期生活再建希望の有無や利活用の形態等の確認について

仮換地の使用開始に向けた事前のご案内資料の ホームページ掲載について

仮換地の使用開始後、速やかに建物再建や土地活用をしていただくために必要となる各種法手続きの内容や その手続き期間及び仮住居の補償期間をご理解いただいた上で、同使用開始までに、再建建物及び土地活用等の計画や土質調査、建物設計等の準備作業を円滑に進めていただきたいと考えております。

つきましては、その参考資料として当機構ホームページに「仮換地の使用開始に向けた事前のご案内資料」として、『大和川左岸（三宝）地区内の仮換地の使用開始に向けて、事前にご準備等していただくための資料』及び『各種申請様式集』を掲載いたしましたので、ご利用いただきますようお願いいたします。

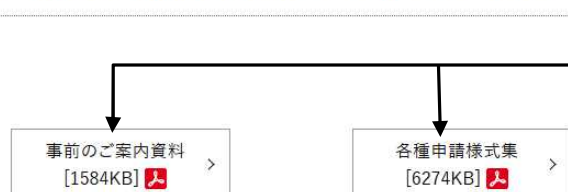
（以下 QR コードをスマートフォン等から読み取っていただいてもご覧いただけますのでご利用ください。）

「UR 都市機構 大和川左岸（三宝）土地区画整理事業」

(<https://www.ur-net.go.jp/produce/case/sakai-sambo/index.html>)



仮換地の使用開始に向けた事前のご案内資料



ホームページ中、左記ボタンをクリック若しくは
タップいただくと、ご覧いただけます。

土地区画整理事業地区内の土地の管理について (お願い)

《適正な管理をお願いします》

土地区画整理事業によりお引渡しした土地について、近隣住民の方にご迷惑をおかけしないよう、適正な管理とご配慮をお願いいたします。

◇例えば、雑草等が繁茂したまま、長期間放置されると、

- ・害虫の発生の原因につながる恐れがあります。
- ・廃棄物等の不法投棄場所になってしまう恐れがあります。
- ・火災発生の原因につながる恐れがあります。

みなさまのご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。

独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所
〒590-0906
堺市堺区三宝町4丁274番地2
TEL：072-282-7722
堺事務所HP：URL

(<https://www.ur-net.go.jp/produce/case/sakai-sambo/index.html>)



UR都市機構

